

社会福祉法人名古屋文化福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋文化福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条、評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号により定める額とする。

- (1) 評議員会への出席、理事会への出席、監事監査等への出席、評議員選任・解任委員会への出席については日額 10,315 円を支払う。
- (2) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤については日額 10,315 円を支払う。
- (3) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、当該会議等に出席した都度支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。